

【衆議院議員山崎誠氏提出「青森県を高レベル放射性廃棄物搬出期限を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書に対する答弁書の問題点】

1、問(1)(2)は搬出期限を守る第一義的責任は国にあることから、国に事業者を指導するだけでなく、主体的具体的対応を求めたものである。

この根拠として、平成6年(1994年)11月19日付の科学技術長官から青森県知事に対する回答文書及び、平成6年(1994年)11月15日付日本原燃(株)から青森県知事への回答文書、並び平成6年(1994年)11月18日付各電力会社から青森県知事への回答文書でいずれも「国の方針に則り、管理期間を30年間から50年間」としていることから明らかである。

答弁書では、原子力長計及び科学技術長官から青森県知事への回答文書にある「国が責任を負う」及び日本原燃及び各電力会社から青森県知事への回答文書にある「国の方針に則り管理期間を30年間から50年間」としている文言に触れていないのは、国の責任逃れで、搬出期限を守る第一義的責任が国にあることは明らかである。

2、問(3)は処分場開始時期を平成6年(1994年)原子力長計では「2030年代から遅くとも2040年代半ば」としながら平成12年(2000年)及び平成20年(2008年)に国が定めた最終処分計画では「平成40年代(2030年代)後半を目途」と国が定めた計画で開始時期が異なるのは大きな疑問である。

答弁書では、経緯を述べるだけで、理由については説明していないのは、政府に説明できる根拠がない中で、開始時期を定め(平成6年(1994年)の原子力長計)これに合わせるように安全協定で管理期間を30年間から50年間としたと推察せざるを得ず、政府は、説明責任を果たすべきである。

3、問(3)の①後段及び②③については、搬出期限を守るためには、政府として目指すべき処分場の開始時期を明確にすることが不可欠である。

また、処分場開始までには、調査・建設で30年程度必要とされていることからこのままでは、搬出期限である2045年4月までには間に合わないことから政府の見解を求めたものである。答弁書は「政府として目指している開始時期とその可能性」「処分計画で示された精密調査地区の選定及び最終処分建設地の選定実現の可能性」「2045年4月までの最終処分地操業が間に合わないと考えることへの見解」に対して、全く回答していない。

政府の責任で最終処分計画を策定しながら計画の実現の見通しについて答弁がないのは無責任である」既に平成20年代中頃に精密調査地区を、平成40年前後を目途に最終処分施設建設地を選定することは不可能であることを政府は認めるべきである。

それを曖昧にして、北海道と佐賀県での取り組みを紹介しての答弁書は答弁と言えない。

4、問(3)の③後段及び(8)の③は、最終処分場開始2045年4月までに間に合わない可能性が極めて高いことから、処分場以外への搬出の方策、ロードマップ策定等について、政府の主体的具体的な方策について検討を求めたものである。

答弁書は「処分場以外への搬出の方策及びロードマップ策定」「最終処分場が完成せず、処分場 開始時期が確定しない場合の放射性廃棄物の貯蔵、搬出計画の検討」については、日本原燃、電気 事業者の責任とし、各々に答えない内容は容認できない。

また、最終処分場に関する安全審査基準等が処分地の場所が決定してから定めるのであれば、安全審査所要時間が不透明で、処分場開始時期も不透明となる。このことに対する回答は、「政府 として、調査、建設に30年程度必要と考えているが、技術の進展や安全審査、地域の合意形成の あり方などで変わり得る」との内容では、30年以上必要となることを政府として認めたもので、処分場開始が、2045年4月までに間に合わない場合の対応を政府は示すべきである。

5、問(4)は、搬出時期を守るために電事連に検討を求めるとしていることから、検討の内容を明らかにし、期限を区切った検討を求めるべきである。

答弁書では、検討内容の説明と期限設定に全く触れず検討を要請しているとの内容だけで容認 できない。

電事連は令和5年(2023年)8月に行われた核燃料サイクル協議会で検討すると明言して いるのに、その内容を政府が把握していないのでは検討とは名ばかりの時間稼ぎと言わざるを得 ず検討内容を説明すべきである。

6、問(5)では、福島原発事故で発生した除染土の福島県外搬出について、法律で貯蔵期間と搬出 期限を定めていることから、六ヶ所村からの搬出期限と貯蔵期間を法律で定めることを政府に求 めたものである。

答弁書は、福島事故により、放射性物質による環境汚染が最も深刻で、住民が既に過重な負担を 背負っていること等を踏まえ、国の責任として「貯蔵期間」「搬出期限」を法律で明記したとしている。

六ヶ所については、ガラス固化体の発生者としての基本的な責任を電気事業者が負うべきで、立法措置は国会で議論されるべきで、法で定めるべきか否かについて政府として答える立場にな いとしている。

ガラス固化体は政府が核燃料サイクル政策を進めた結果発生し、その処分についても政府とし て特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律を国会に提案し議決され、政府の責任は、福島事故 同様に重い。

しかも、福島事故で住民が過度な負担を背負っていると、六ヶ所村民、青森県民の負担が軽いと言わ んばかりの見解は容認できない。

更に、立法措置は国会での答弁は責任逃れで、多くの法案は、政府が提案し、国会で審議し、議 決されていることを踏まえれば全く容認できない。

7、問(6)は、最終処分法で、5年毎に10年を 1 期とする最終処分計画の策定が義務づけられ ているにも関わらず平成 20 年(2008年)を最後に策定していないことから、策定してこな かった理由と今後の策定期間について求めたものである。

答弁書では、策定してこなかった理由について、福島事故を受け、地層処分の技術的信頼性の 再評価

等最終処分に関する政策の見直し直しなどを行なって来たためとし、その見直しを踏まえ、基本方針を改定し、計画については基本方針に則して改定することを検討しているとしている。

しかし、福島事故を受けて地層処分の技術的信頼性の再評価及び最終処分に関する政策の見直しの内容について記述が無く、明らかにすべきである。

また、策定期間についても回答がなく、早急に明らかにすべきである。更に、北海道での文献調査から概要調査に移行するためには、原子力発電整備機構が最終処分計画に従い、実施計画を策定することが法律で義務付けられていることから、最新の処分計画が無ければ概要調査に移行できず最終処分地の選定スケジュールと処分場開始時期が遅れることになるにもかかわらず、処分計画策定期間を明言できないのでは、法を順守すべき政府に原子力政策を担う資格はない。

8、問(6)の③で処分計画でガラス固化体発生量や最終処分場施設の規模、開始時期等のスケジュール等を示すことになっていることから、それらが示されていなければ処分場の理解、協力が進まないことに対する見解を求めたものである。

答弁書では、基本方針と処分計画の内容を踏まえ、国民の理解を得ることが必要であることから広報などに取り組むとし、処分計画策定の時期と計画が遅れることの影響については、全く触れないのでは、政府の姿勢に不信が募る。

9、問(7)問(8)の①②は最終処分場開始までに調査、建設等で30年程度としている具体的内容及び文献調査に約2年としながら既に4年経っても概要調査に移行できないこと等から、30年程度を見直す必要があり、政府の見解を求めたところである。

答弁書では、技術の進展や調査地点における安全審査、住民合意形成のあり方等状況に応じて変わり得るもので一概に答えるのは困難であるとしている。

また、建設工事が10年程度で可能なのか、施設の設計、申請、安全審査ならびに用地買収や各種開発行為許可事務手続きに必要な期間の見込みについては答弁が無かったのである。更に、30年程度を見直すかについても答弁が無かったのである。30年程度の根拠がなく、期間は場所等によって一概に答えられないのでは、原子力長計等の開始時期の根拠もなく、2045年4月までに処分場が開始され、六ヶ所村から搬出される保証が無いのと同じである。

10、問(9)は、多くの自治体で核ゴミ拒否条例を制定したり、共同通信社の知事アンケートでも処分場受け入れに賛成する知事がゼロ等に対する政府の認識を求めたものである。答弁書では、政府として必ずしもその事実を把握していないが、広く国民の理解を得ることが不可欠であることから、広報などに取り組むとの答弁は信じ難く、開き直りである。

政府として、全国の多くの自治体が反対している理由を的確に把握せず、自治体、国民の理解協力を得られることは不可能でこのような政府の姿勢を改めるべきである。

11、問(10)①は、これまでの原子力長計で示された最終処分場開始時期や第二再処理工場等の重要

な原子力政策が実現していないことは、原子力政策に対する国民の信頼が失われ、国策としての妥当性と正当性が問われていると考え、国の見解を求めたところである。

答弁書では、国民の信頼が失われていることの意味するところが必ずしも明らかでなく、妥当性と正当性については、「エネルギー基本計画（令和7年（2025年）2月18日閣議決定）において、再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用していくことが極めて重要となる等したとおりである」としている。

これまでに実現しなかった重要な原子力政策については全く触れず、政府としてこれまでの政策を検証し、国民から信頼される原子力政策を追求しようとしないう政府の姿勢は改める必要がある。

12、問（10）の②は、最終処分場の見通しが無い中で今後六ヶ所再処理工場の本格操業等を想定していることは、核のゴミが一時貯蔵の名目で長期的に青森県に置かれることになり、県民の不安が募り、更に、六ヶ所再処理工場の本格操業を見合わせるべきとの県民の声に対する政府の見解を求めるものである。

答弁書では、核燃料サイクル政策や最終処分に関する政策について様々な意見があることは承知しているが、六ヶ所再処理工場の竣工については、エネルギー基本計画で「必ず成し遂げるべき重要課題」としており、最終処分の実現に向け、基本方針に基づき、国が前面に取り組む」としている。

国民、県民不在の答弁である。「エネルギー基本計画で決めたから、六ヶ所再処理工場の本格操業は必ず成し遂げる」とは、これまでの原子力長計等で決めた重要な政策が実現していない事や高レベル放射性廃棄物の最終処分場理解促進へ広報を重ねても国民の理解が進まず、福島原発事故などで、原子力政策と政府及び事業者に対する国民の不信、不安が増していることの反省と教訓が全くない答弁で、政府には原子力政策を遂行する資格が無いと言わざるを得ない。